

「電子交換所」 設立のご案内について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

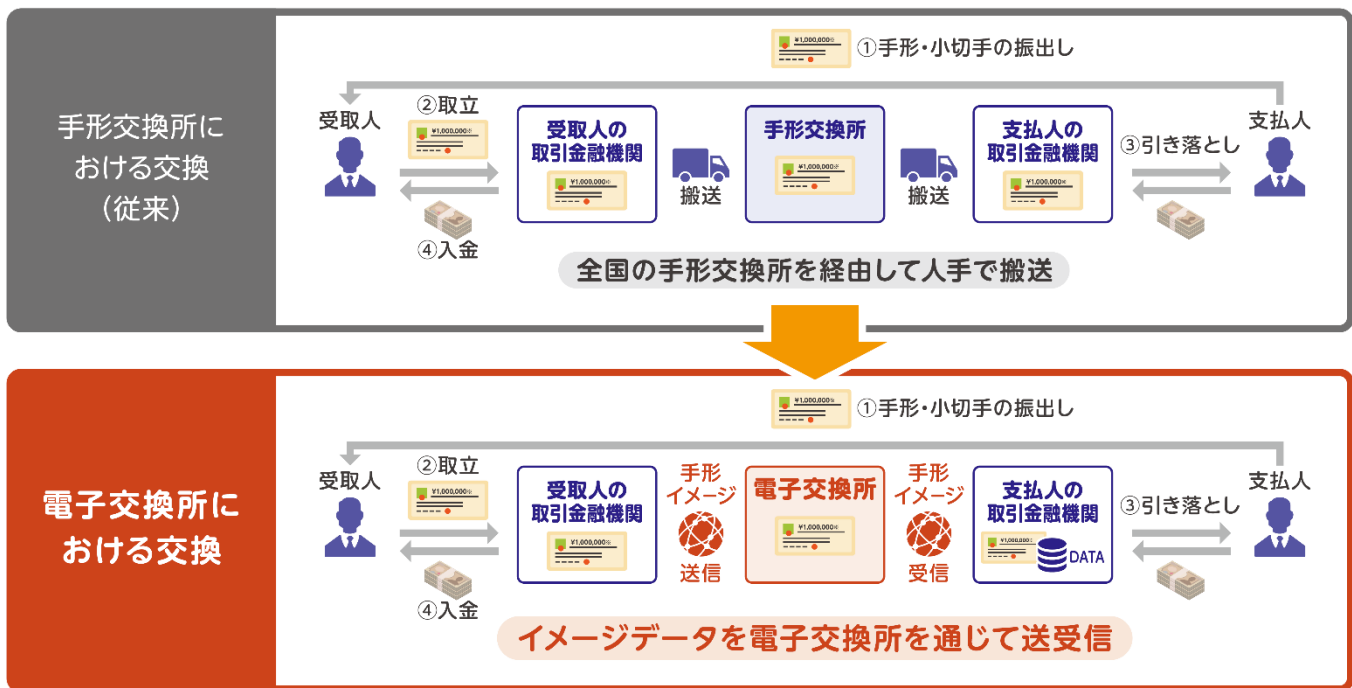
なお、手形・小切手の発行や取立依頼にかかるお手続きについては、変更はありません。

また、現在ご利用されている手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただくことが可能です。

1. 電子交換所について

今までは人手を介して現物を搬送していた手形・小切手は、電子交換所の設立により、金融機関間のイメージデータの送受信により行われるようになります。

なお、電子交換所の設立に伴い、全国各地に設立されていた手形交換所は廃止となり、原則として全ての手形・小切手が電子交換所を通じて、交換されることとなります。



(一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

2. 電子交換所設立に伴う変更点

(1) 手形・小切手の保管期限

手形・小切手の現物は、お支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で3か月間保管されます。

偽造・変造が疑われる場合などは、速やかにご連絡ください。

(2) 当座勘定規定の変更ならびに取立手数料の改定

当信用組合では、電子交換所の設立に伴い、当座勘定規定の変更ならびに取立手数料の改定をしております。詳細につきましては、当信用組合ホームページをご確認ください。

3. 手形・小切手への記入時の注意点

電子交換所では、スキャナ等から手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データに変換して金融機関間で送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るため、以下の事項にご注意のうえ、記入を行ってください。

(1) 手形券面へのメモ書き禁止

手形券面の余白等にメモ書きは行わないでください。

(2) 金額欄への捺印禁止

手形券面の金額欄、信用組合名、QRコードに重なるように捺印を行わないでください。

(3) 金額の記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合
 - ・必ずチェックライターを利用してください。
 - ・金額の頭部「¥」、その終わりに「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 - ・チェックライターのインクが薄い場合、金額が読み取れないことがあります。濃い文字で印字されるようにインクをご確認ください。
- ② 漢数字でご記入の場合
 - ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。

	1			2			3		4			5		6		7		
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬				

- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

(4) 記載事項の訂正

- ・金額を誤記した場合は、訂正を行わず新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ・金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、捺印が金額欄、信用組合名、QRコードに重ならないようにしてください。

4. 不渡情報の共同利用にあたっての公表文

手形・小切手が不渡になりますと、手形所持人や取引金融機関に多くの弊害を与えることとなります。この為、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で後掲1. に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）の利用やインターネット・バンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

(1) 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ①当該振込人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
- ②当該振込人について屋号があれば、当該番号
- ③住所(法人であれば所在地)(郵便番号も含まれます。)
- ④当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号)
- ⑤当該振込人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。)
- ⑥生年月日
- ⑦職業
- ⑧資本金(法人の場合に限ります。)
- ⑨当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑩不渡報告(第一回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別
- ⑪支払金融機関(部・支店名を含みます。)
- ⑫持出金融機関(部・支店名を含みます。)
- ⑬不渡事由
- ⑭取引停止処分を受けた年月日
- ⑮不渡となった手形・小切手の支払金融機関(店舗)が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

(注)上記①～③に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

(2) 共同利用者の範囲

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- ① 各地手形交換所
- ② 各地手形交換所の参加銀行
- ③ 全国銀行協会が設置・運営している全国銀行信用情報センター
- ④ 全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会(各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。)

(注)各地銀行協会のうち社団法人東京銀行協会は、全国銀行協会からすべての事業を譲り受けたうえで平成23年4月1日に(一般社団法人)全国銀行協会に名称変更しており、その取引停止処分者照会センターを含め、引き続き共同利用者となっております。

(3) 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称等

不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所が所属する地域の銀行協会(各銀行協会の住所、代表者名は、(一般社団法人)全国銀行協会のウェブサイトをご覧ください。)

5. 紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行をご検討ください。

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）の利用やインターネット・バンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

